

キャッシュレス・消費者還元事業



CASHLESS

キャッシュレス決済事業者
登録要領

2019年8月版
(2019年8月7日 改訂)

PJ PAYMENTS
JAPAN
一般社団法人キャッシュレス推進協議会

目次

1	はじめに.....	4
2	事業全体概要.....	5
2.1	事業名称.....	5
2.2	事業目的.....	5
2.3	平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金の概要.....	5
2.3.1	事業全体像.....	5
2.3.2	スケジュール.....	6
3	各事業の概要.....	7
3.1	消費者還元補助.....	7
3.1.1	消費者還元補助の内容.....	7
3.1.2	消費者還元補助の対象となる取引.....	7
3.1.3	消費者還元期間.....	7
3.1.4	補助対象事業者.....	7
3.1.5	補助事業期間.....	7
3.1.6	補助率.....	7
3.2	決済端末補助.....	7
3.2.1	決済端末補助の内容.....	8
3.2.2	補助対象事業者.....	8
3.2.3	補助事業期間.....	8
3.2.4	補助率.....	8
3.3	加盟店手数料補助.....	8
3.3.1	加盟店手数料補助の内容.....	8
3.3.2	補助対象者.....	8
3.3.3	取引の対象期間.....	8
3.3.4	補助率.....	8
3.3.5	補助事業期間.....	9
3.4	事務経費補助.....	9
3.4.1	補助対象者.....	9
3.4.2	補助対象期間.....	9
3.4.3	補助率.....	9
3.5	補助金交付に係るスケジュール.....	10
3.5.1	消費者還元補助及び加盟店手数料補助.....	10
3.5.2	決済端末補助.....	11
3.5.3	事務経費補助.....	11
4	公募するキャッシュレス決済事業者.....	12
4.1	公募の対象となるキャッシュレス決済事業者.....	12
4.1.1	キャッシュレス発行事業者（以下「A型決済事業者」という）.....	12
4.1.2	キャッシュレス加盟店支援事業者（以下「B型決済事業者」という）.....	12
4.1.3	キャッシュレス加盟店管理事業者（以下「準B型決済事業者」という）.....	12

4.1.4	コンソーシアム代表申請事業者（以下「代表申請事業者」という）	12
4.2	キャッシュレス決済事業者の要件	13
4.3	キャッシュレス決済事業者の業務	14
4.3.1	キャッシュレス決済事業者が共通して実施する業務	14
4.3.2	A型決済事業者が実施する業務	15
4.3.3	B型決済事業者及び準B型決済事業者が実施する業務	15
5	キャッシュレス・消費者還元事業での登録を受け付ける中小・小規模事業者（加盟店）	17
6	各事業の詳細	17
6.1	消費者還元補助	17
6.1.1	消費者還元補助の対象外となる取引	17
6.1.2	消費者還元の方法	17
6.2	決済端末補助	17
6.3	加盟店手数料補助	17
6.3.1	補助対象となる加盟店手数料の範囲	17
6.3.2	加盟店手数料補助の対象外となる取引	18
6.4	事務経費補助	18
7	キャッシュレス決済事業者の登録	18
7.1	キャッシュレス決済事業者の公募	18
7.2	応募手続	18
7.3	登録書類の受付期間	19
7.4	登録書類の提出先	20
7.4.1	提出先情報	20
7.4.2	提出条件	20
7.5	提出書類	20
7.5.1	提出書類一覧	20
7.5.2	添付するファイルの形式	21
7.5.3	「システム利用規約」、「加盟店登録マニュアル」及び「不当な取引への対応に関して決済事業者 が遵守すべき事項」等の資料請求	22
7.6	選考方法	23
7.7	キャッシュレス決済事業者の登録通知	23
7.8	登録情報の変更	23
7.9	キャッシュレス決済事業者の登録申請取り下げ	24
7.10	キャッシュレス決済事業者の登録取消し	24
7.11	登録情報の公表	24
7.12	問い合わせ先	24
8	システム要件	25
8.1	補助金事務局システム全体像	25
8.1.1	メインシステム	25
8.1.2	消費者還元支援システム	25
8.1.3	外部公開用システム	25
8.2	決済事業者が対応すべきシステム機能	26
8.3	決済事業者が連携するシステム	26

8.4	BIN/PAN を用いる決済について	27
8.4.1	消費者還元支援システムの位置づけ	27
8.4.2	システム構成と機能について	27
8.5	システム機能詳細	28

1 はじめに

本登録要領は、キャッシュレス・消費者還元事業を活用する決済事業者に向けて、事業内容等の概要やキャッシュレス決済事業者の登録に関する要件等を記載したものである。

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下「補助金事務局」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められる。当然ながら、補助金事務局としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処する。

補助金事務局に対し、補助金の申請を行う者、採択されて補助金を受給する者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」（以下「補助金適化法」という。）をよく理解し、また下記の点についても十分に認識した上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行わなければならない。

- ① 補助金の申請者は、如何なる理由があっても、補助金事務局に提出する申請書類に虚偽の記述や添付を行ってはならない。
- ② 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について補助金事務局の承認を受けなければならない。なお、補助金事務局は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがある。
- ③ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。
- ④ 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還させることになる。併せて、補助金事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該補助対象者の名称及び不正の内容を公表する。
- ⑤ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適化法の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されている。

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

2 事業全体概要

2.1 事業名称

キャッシュレス・消費者還元事業

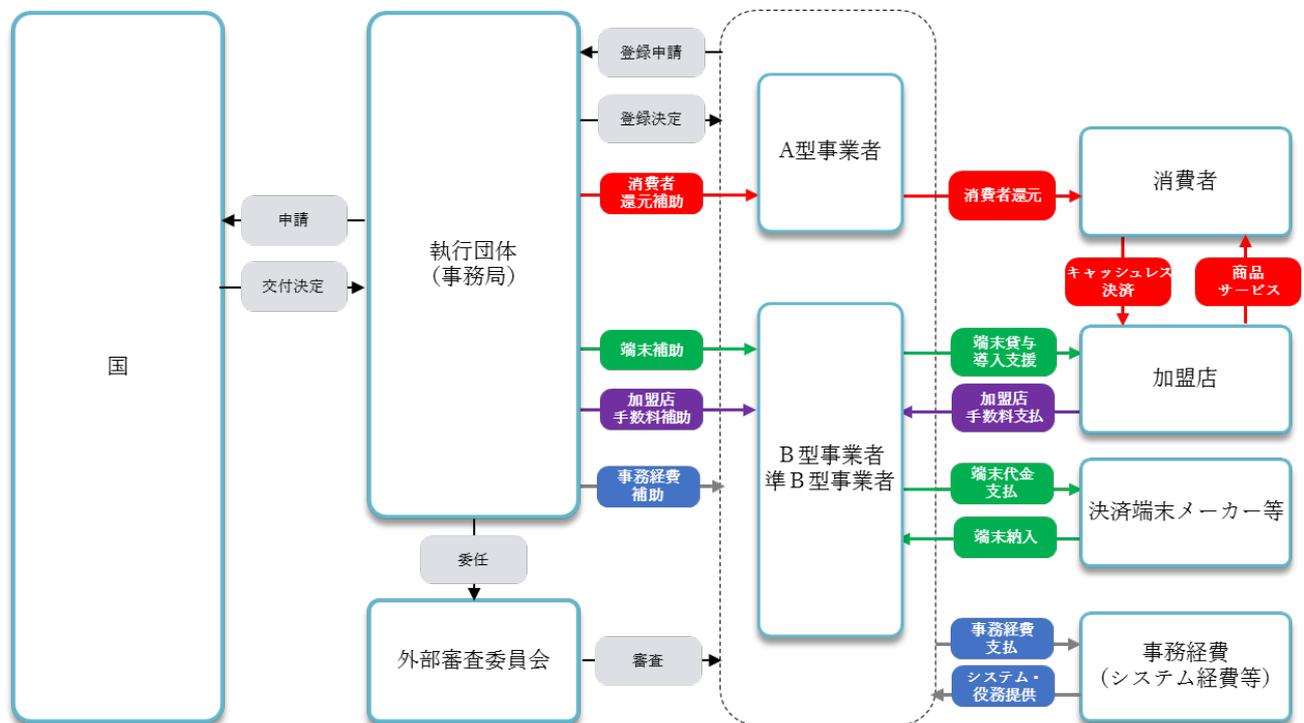
(平成 31 年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金)

2.2 事業目的

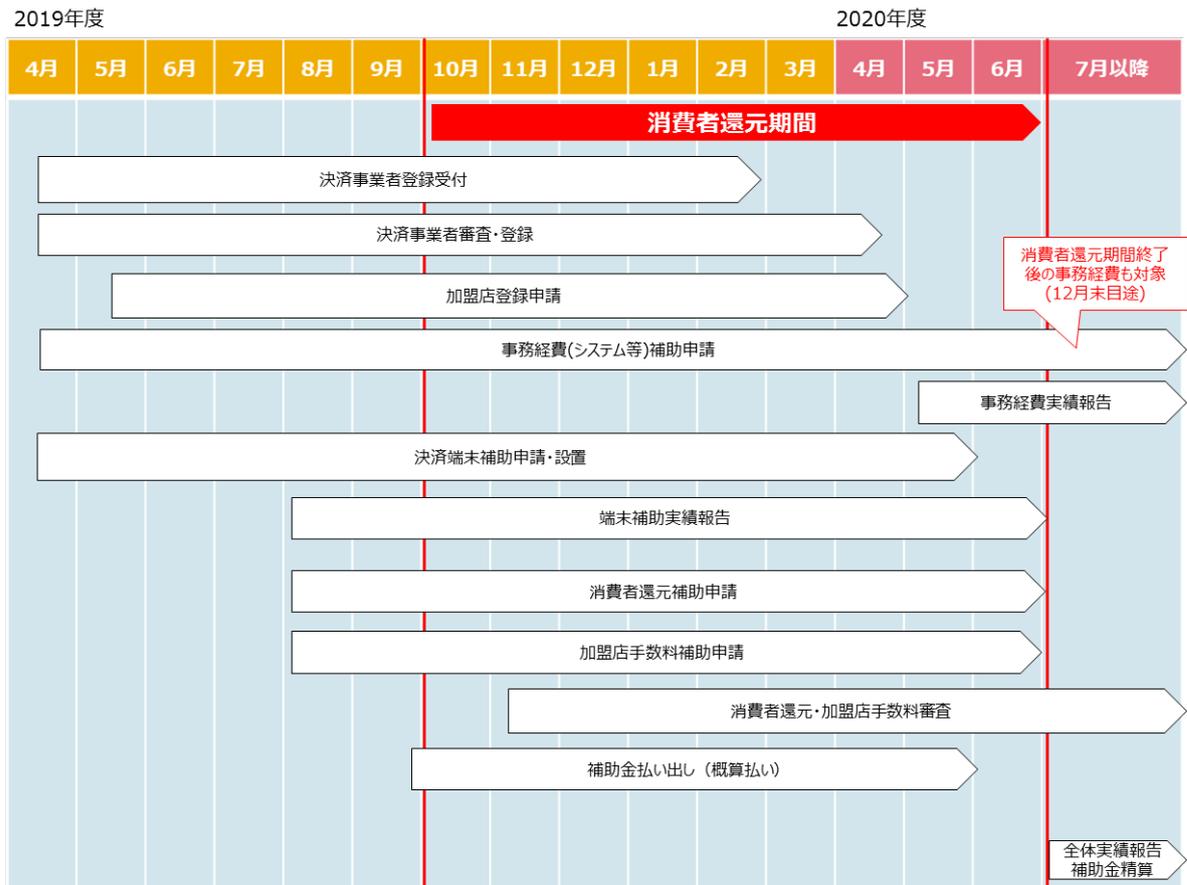
中小・小規模事業者等におけるキャッシュレス決済手段を使ったポイント還元等を実施するための決済事業者等の事業費等の経費の一部を補助することにより、2019 年 10 月 1 日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、中小・小規模事業者等における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進することを目的とする。

2.3 平成 31 年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金の概要

2.3.1 事業全体像



2.3.2 スケジュール



3 各事業の概要

平成 31 年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金においては、下記の 4 つの補助事業を実施する。

3.1 消費者還元補助

3.1.1 消費者還元補助の内容

2019 年 10 月 1 日の消費税率引上げ後 9 か月間、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店舗等で支払いを行った場合、個別店舗については 5%、加盟店登録要領に規定するフランチャイズチェーン等に属する中小・小規模事業者については 2%を消費者に還元する。

3.1.2 消費者還元補助の対象となる取引

キャッシュレス・消費者還元補助の対象となる取引は、補助金事務局にキャッシュレス加盟店支援事業者（後述）又はキャッシュレス加盟店管理事業者（後述）を通じて登録された中小・小規模事業者において、キャッシュレス発行事業者（後述）が提供するキャッシュレス決済手段を用いて、消費者還元期間内に、一般消費者が行った取引並びに補助金事務局にキャッシュレス加盟店支援事業者（後述）又はキャッシュレス加盟店管理事業者（後述）を通じて登録され、6.1.2.1①に規定する購買金額へのポイント等相当額の充当を行う中小・小規模事業者において、消費者還元期間内に一般消費者が行った取引とする。

3.1.3 消費者還元期間

2019 年 10 月 1 日（火）～2020 年 6 月 30 日（火）

3.1.4 補助対象事業者

- ① キャッシュレス発行事業者（後述）
- ② キャッシュレス加盟店支援事業者（後述）及びキャッシュレス加盟店管理事業者（後述）
※6.1.2.1①に規定する購買金額へのポイント等相当額の充当を行う場合に限り。

3.1.5 補助事業期間

- ① 補助事業開始日
補助事業の開始日は、補助金事務局が補助事業の交付を決定した日（交付決定日）とする。
- ② 補助対象となる消費者還元期間
2019 年 10 月 1 日（火）又は交付決定日のいずれか遅い日～2020 年 6 月 30 日（火）
※補助事業完了は 2020 年 12 月 25 日（金）までとする。

3.1.6 補助率

10/10 以内

3.2 決済端末補助

3.2.1 決済端末補助の内容

3.1 の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を原則として決済事業者が負担することを前提に、2/3を国が補助する。
※加盟店登録要領に規定するフランチャイズチェーン等に属する中小・小規模事業者を除く。

3.2.2 補助対象事業者

キャッシュレス加盟店支援事業者（後述）及びキャッシュレス加盟店管理事業者（後述）

3.2.3 補助事業期間

① 補助事業開始日

補助事業の開始日は、原則として補助金事務局が補助事業の交付を決定した日（交付決定日）とする。※補助対象経費に係る契約・発注行為は原則として交付決定日以降に行うこと。

② 補助対象となる決済端末の導入期間

交付決定日～2020年5月31日（日）

※補助事業完了は2020年12月25日（金）までとする。

3.2.4 補助率

2/3以内

※補助されない1/3を中小・小規模事業者負担させないこと。また、それを証明できること。

3.3 加盟店手数料補助

3.3.1 加盟店手数料補助の内容

3.1 の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際にキャッシュレス加盟店支援事業者（後述）又はキャッシュレス加盟店管理事業者（後述）に支払う加盟店手数料（3.25%以下）の1/3を、期間中補助する。

※加盟店登録要領に規定するフランチャイズチェーン等に属する中小・小規模事業者を除く。

3.3.2 補助対象者

本事業の対象となる中小・小規模事業者とキャッシュレス決済に係る加盟店契約を行う（又は行っている）キャッシュレス決済事業者として、補助金事務局に登録されたキャッシュレス加盟店支援事業者（後述）及びキャッシュレス加盟店管理事業者（後述）を対象とする。

3.3.3 取引の対象期間

2019年10月1日（火）～2020年6月30日（火）

3.3.4 補助率

1/3以内

3.3.5 補助事業期間

① 補助事業開始日

補助事業の開始日は、補助金事務局が補助事業の交付を決定した日（交付決定日）とする。

② 補助対象となる事業期間

2019年10月1日（火）又は加盟店契約締結日のいずれか遅い日～2020年6月30日（火）

※補助事業完了は2020年12月25日（金）までとする。

3.4 事務経費補助

3.1から3.3までの事業を実施するために決済事業者に生ずる費用の一部を補助する。

3.4.1 補助対象者

補助金事務局に登録されたキャッシュレス発行事業者（後述）及びキャッシュレス加盟店支援事業者（後述）を対象とする。

3.4.2 補助対象期間

① 補助事業開始日

補助事業の開始日は、補助金事務局が補助事業の交付を決定した日（交付決定日）とする。

※補助対象経費に係る契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行うこと。

② 補助対象となる事業期間

交付決定日～2020年12月25日（金）

※補助事業完了は2020年12月25日（金）までとする。

3.4.3 補助率

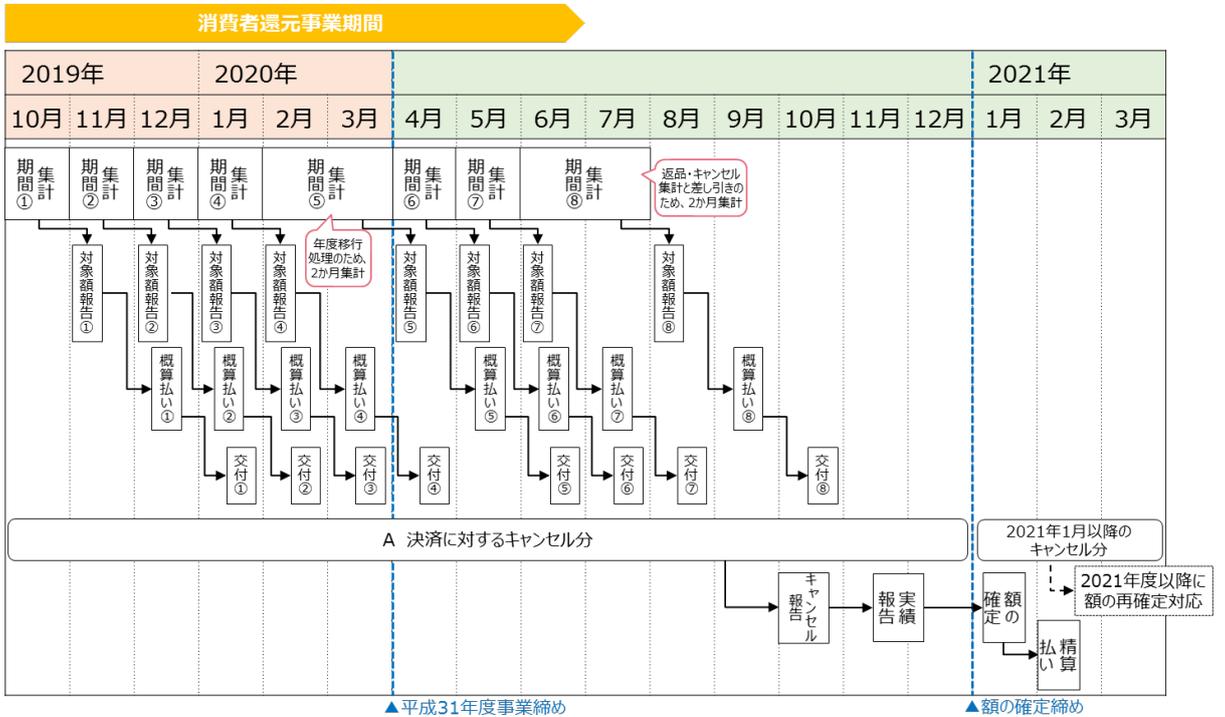
10/10以内

3.5 補助金交付に係るスケジュール

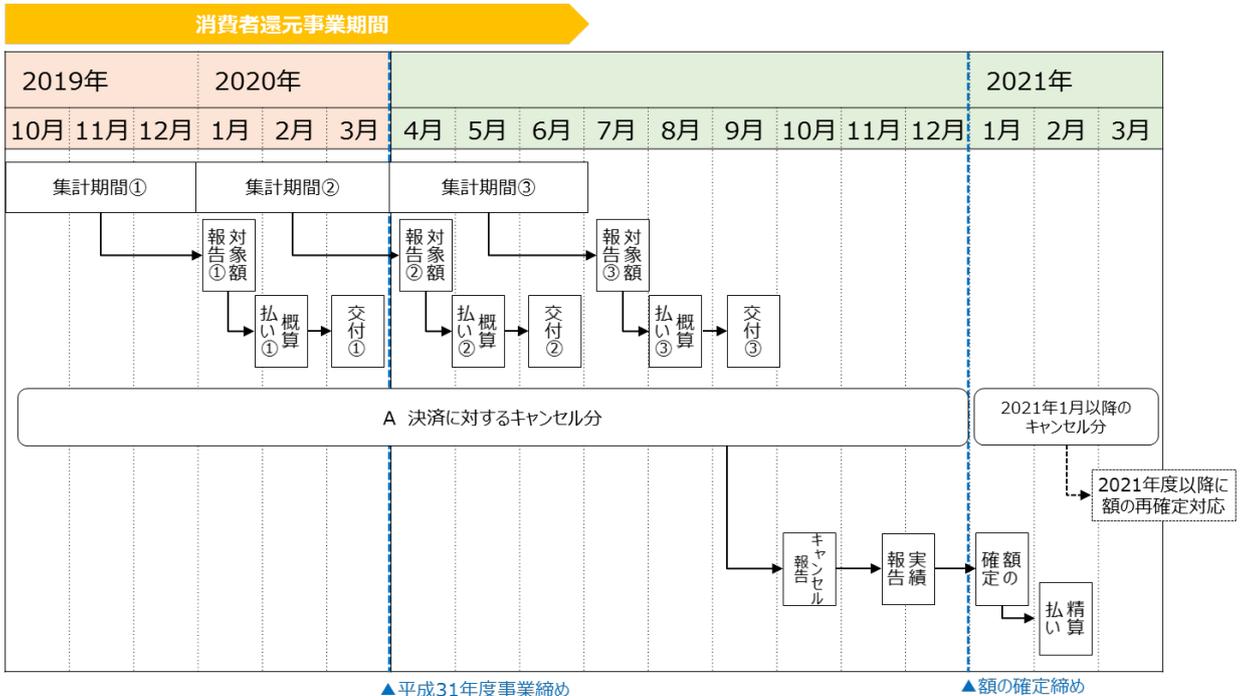
3.5.1 消費者還元補助及び加盟店手数料補助

補助金の交付は、1カ月又は3カ月単位での概算払請求に応じた交付とし、原則、補助事業終了後に精算払請求により総額の確定を行う。

<イメージ：1カ月単位の場合>



<イメージ：3カ月単位の場合>



3.5.2 決済端末補助

補助金の交付は、1 カ月又は 3 カ月単位での概算払請求に応じた交付とし、原則、補助事業終了後に精算払請求により総額の確定を行う。

3.5.3 事務経費補助

補助金の交付は、2019 年 6 月末、9 月末までの事業毎に決済事業者による概算払請求に応じることとし、原則、2020 年 12 月末に精算することとする。

※2019 年 9 月末以降の事業についての概算払請求のスケジュールについては、追って定める。

4 公募するキャッシュレス決済事業者

4.1 公募の対象となるキャッシュレス決済事業者

キャッシュレス・消費者還元事業においては、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下「キャッシュレス決済」という）を対象決済手段とし、その対象決済手段に係る以下の種類のキャッシュレス決済事業者を本公募による登録対象とする。

4.1.1 キャッシュレス発行事業者（以下「A型決済事業者」という）

A型決済事業者は、消費者に対して、キャッシュレス決済手段を提供する事業者であり、キャッシュレス加盟店支援事業者（後述）又はキャッシュレス加盟店管理事業者（後述）によって補助金事務局に登録された中小・小規模事業者においてキャッシュレス決済で購買を行った消費者に対し、ポイント還元等の消費者還元を実施する事業者をいう。

4.1.2 キャッシュレス加盟店支援事業者（以下「B型決済事業者」という）

B型決済事業者は、中小・小規模事業者に対して、必要に応じてキャッシュレス決済手段を提供し、本事業への参加申請を受け付け、補助金事務局に登録を行う事業者をいう。

4.1.3 キャッシュレス加盟店管理事業者（以下「準B型決済事業者」という）

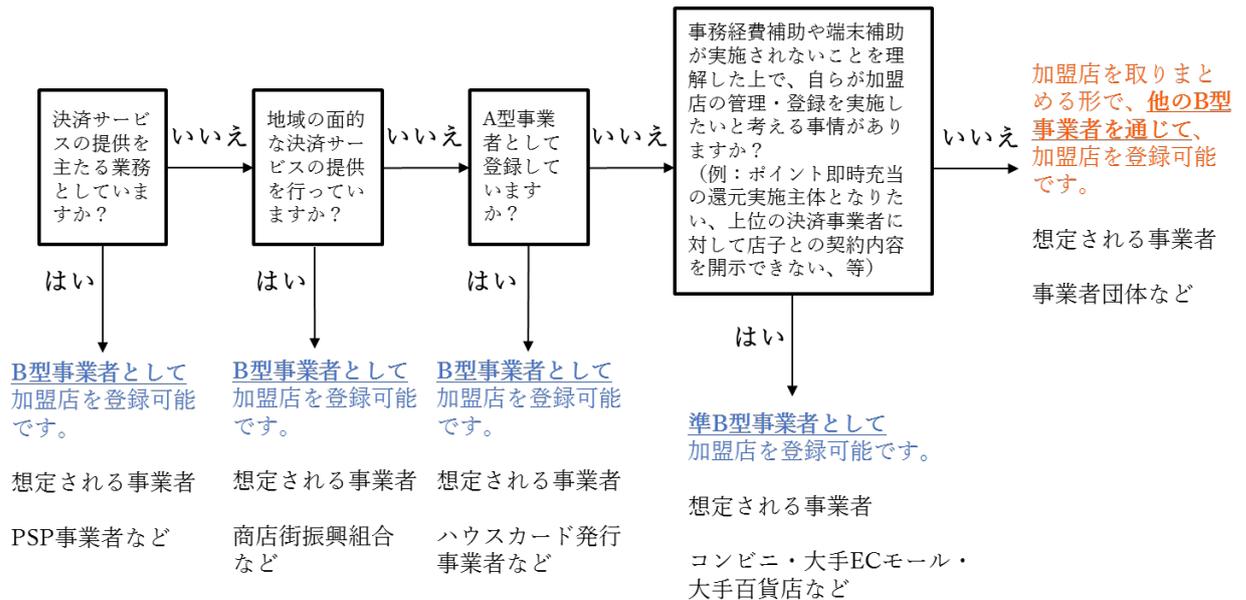
準B型決済事業者は、キャッシュレス決済サービスの提供を主たる事業としていないものの、B型決済事業者と連携し、ショッピングモール等の自社の関連商業施設等のテナント等とのみ加盟店契約を締結し、立替払い等を行う事業者であって、本事業に参加を希望する中小・小規模事業者の申請を受け付け、補助金事務局に登録を行う事業者をいう。

4.1.4 コンソーシアム代表申請事業者（以下「代表申請事業者」という）

代表申請事業者は、本制度における複数のA型決済事業者若しくは複数のB型決済事業者を代表して、それらの登録申請を取りまとめて実施する事業者をいう。

※代表申請事業者は、申請の時点において、必ずしもA型決済事業者・B型決済事業者として本事業に登録されている事業者でなくとも良い。

備考 B型決済事業者と準B型決済事業者等の本事業における整理



4.2 キャッシュレス決済事業者の要件

本事業におけるキャッシュレス決済事業者は、以下の各号の要件を全て満たす事業者とする。

- ① 以下のいずれかに該当するキャッシュレス決済事業者であること。
 - (ア) 割賦販売法に基づき包括信用購入あっせん業者の登録を受けた事業者又は同法第 35 条の 17 の 5 第 1 項第 5 号ニに定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者
 - (イ) 資金決済法第 2 条第 1 項に定める前払式支払手段発行者又は同条第 3 項に定める資金移動業者
 - (ウ) 資金決済法第 2 条第 17 項に定める銀行等であって、為替取引に必要な免許を受けた事業者
 - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる事業者のほか、日本に居住する消費者に対するキャッシュレス決済サービス及びこれに付随したポイント還元等の消費者還元を行うことが可能な事業者
- ② 主として日本に居住する者を対象としてキャッシュレス決済サービスを提供する事業者であること。
- ③ B型決済事業者にあつては、以下のいずれかに該当するキャッシュレス決済事業者であること。
 - (ア) 加盟店に対するキャッシュレス決済サービスの提供を主たる事業としていること。
(決済代行業者が、各個別店舗をまとめて、B型決済事業者と包括契約を締結する場合を含む。)
 - (イ) 地域の複数事業者における面的なキャッシュレス決済サービスの提供を事業としていること。
 - (ウ) A型決済事業者としての登録をあわせて実施していること。
 - (エ) B型決済事業者として本事業の実施を行うことがふさわしいと補助金事務局が判断する事業者であること。
- ④ 日本において決済サービスを提供する事業者として以下のいずれかを満たすこと。
 - (ア) 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第 4 条に基づき発行される貨幣又は日本銀行法第 46 条第 1 項の規定により日本銀行が発行する銀行券で入金可能なキャッシュレス決済サービスを提供する事業者であること。
 - (イ) 日本に所在する金融機関の口座を利用したキャッシュレス決済サービスを提供する者であること。
 - (ウ) 4.2①(ア)から(ウ)までに掲げる者の決済サービスを利用したキャッシュレス決済サービスを提供する事業者であること。

- ⑤ 日本国内におけるキャッシュレス決済の健全な発展に資するために、十分なセキュリティを担保できる事業者として、以下の全ての要件を満たすものであること。
 - (ア) 本事業によって取得した個人情報の漏洩の防止のために必要な措置を講じていること。
 - (イ) 本事業によって取得した個人情報の許可のない利用を防止するための必要な体制、インフラが整備されていること。
- ⑥ 安定的な財務基盤を有していること。
- ⑦ 補助金の円滑な執行を行う体制を有する事業者として、以下の全ての要件を満たすものであること。
 - (ア) 補助金事務局との間に生じる全ての必要な手続について日本語のみで対応可能であること。
 - (イ) キャッシュレス決済事業者として登録完了後、速やかに補助対象事業を開始できること。
- ⑧ 経済産業省が所管する補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ⑨ キャッシュレス決済事業者又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でなく、又は反社会的勢力との関係を有するもの（出資等の資金提供を受けている場合も含む。）でないこと。
- ⑩ 法令順守上の問題を抱えている事業者ではないこと。
- ⑪ 登録手続に際して公開を指定された情報について、法人インフォメーションに掲載され、また、本事業のホームページ等において、公表されることについて同意できること。
- ⑫ 別途、補助金事務局が定める「宣誓事項」に同意し、遵守できること。

4.3 キャッシュレス決済事業者の業務

4.3.1 キャッシュレス決済事業者が共通して実施する業務

- ① キャッシュレス・消費者還元事業の実施に当たって、補助金事務局との情報伝達システムの構築を行い、外部からの問合せ窓口を設置すること。
- ② 本事業において、補助金申請を予定する金額やその将来にわたる予測値を月次で補助金事務局に報告し、また、その他の時期にあっても、補助金事務局が提出を求めたときには、速やかに応じること。
- ③ 不当な取引を防止するための措置を適切に講じること。またその講じようとする不当な取引を防止するための措置を補助金事務局に報告すること。
 - ※不当な取引を防止するための措置については、補助金事務局が別途決済事業者に交付する具体的内容に適合するものであるかどうかを補助金事務局において確認する。
- ④ 補助金事務局が定める不当な取引が行われた際の決済事業者等の間での損失分担ルールに同意し、これを遵守すること。
 - ※損失分担ルールの具体的内容は、別途、補助金事務局が定める「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」に規定するため、本登録要領 7.5.3 に記載の手続に則って請求し、その内容を確認すること。
- ⑤ ポイント等の消費者還元について、A.チャージ額の上限設定・B.一定期間におけるポイント等付与への上限設定・C.一定期間における還元対象決済額への上限設定その他の方法による一定の上限を設定し、補助金事務局へ報告すること。
 - ※この際、上限設定を一律の金額・方法で指定することとはしないが、不当な取引の抑止の観点から、補助金事務局において各決済事業者が設けるルールを確認することとする。
- ⑥ 補助金事務局が求める需要平準化対策効果やキャッシュレス化の推進状況等の調査等に協力すること。

- ⑦ キャッシュレス・消費者還元事業において取得した補助金交付申請に係る情報について、事業終了後5年間保存すること。
- ⑧ 補助金事務局が定める形式及び方法により消費者還元対象の決済データを、原則日次で補助金事務局が準備するシステムに連携すること。ただし、補助金事務局が認める場合は、異なる方式での連携を求める場合がある。

4.3.2 A型決済事業者が実施する業務

- ① 本事業に参加・登録をしている中小・小規模事業者の店舗での消費者の購買に対し、6.1.2に規定する方法に基づいて、消費者に5%又は2%の還元を実施すること。
※加盟店登録要領に規定するフランチャイズチェーン等に属する中小・小規模事業者における購買に対しては、5%ではなく2%の還元とする。
※キャッシュレス・消費者還元事業による消費者還元である旨を消費者に分かりやすく表示しなければならない。
- ② 消費者に対して提供するキャッシュレス決済手段、ポイント等の消費者還元の方法、消費者還元タイミング等の補助金事務局が指定する情報を他のキャッシュレス決済事業者の情報とともに公表することに同意すること。
- ③ 消費者に帰責する不当な取引に対して、提供するキャッシュレス決済手段の使用を停止し、国、補助金事務局又は決済事業者に損失が生じた際に、損失額に相当する金額を消費者に請求するための根拠となる会員規約その他の規定を備えること。

4.3.3 B型決済事業者及び準B型決済事業者が実施する業務

- ① 本事業への参加・登録を希望する中小・小規模事業者からの申請を受け付け、参加要件を満たしているかを確認の上、補助金事務局に登録を行うこと。
※中小・小規模事業者の登録情報に変更が生じた場合は、速やかに事務局へ報告をし、その指示を受けなければならない。
※原則として、当該中小・小規模事業者に対してB型決済事業者又は準B型決済事業者が提供しているキャッシュレス決済手段の全てを対象決済サービスとして補助金事務局に登録すること。特定の決済サービスに限って対象決済サービスとして登録する場合は、事前に事務局に申し出ること。
- ② 本事業に参加・登録をしている中小・小規模事業者での消費者の購買に対し、消費者に5%又は2%の還元を実施すること（ただし、6.1.2.1①に規定する購買金額へのポイント等相当額の充当を行う場合に限る。）。
※キャッシュレス・消費者還元事業による消費者還元である旨を消費者に分かりやすく表示しなければならない。
- ③ 補助金事務局に対して、中小・小規模事業者に提供する予定の補助対象決済端末を1機種以上登録すること。
※その決済事業者が提供するキャッシュレス決済サービスを使用する際に、店舗において決済端末が不要である場合を除く。
※その決済事業者が加盟店登録要領に規定する中小・小規模事業者等に該当しない準B型決済事業者である場合を除く。
- ④ 補助金事務局に登録された中小・小規模事業者からの求めに応じて、当該事業者に対し、少なくとも1台のキャッシュレス決済端末を無償で提供すること。

※既に当該決済事業者と加盟店契約を結んでいる中小・小規模事業者であって、既に消費者還元を実施可能な端末が設置されている事業者に対しては、この限りでない。

※対象となるキャッシュレス決済端末は、事前にB型決済事業者又は準B型決済事業者からの申請により補助金事務局において登録を受けているものとする。

※加盟店登録要領に規定するフランチャイズチェーン等に属する中小・小規模事業者に対してはこの限りでない。

※加盟店登録要領に規定する中小・小規模事業者等に該当しない準B型決済事業者についてはこの限りではない。

※無償で提供するキャッシュレス決済端末は、消費者還元期間内においてB型決済事業者が所有権を有する形で提供しなければならない。

⑤ 中小・小規模事業者への十分な支援（導入支援、定着支援、活用支援、フォローアップ）を行うこと。

⑥ 消費者還元期間中、参加・登録する中小・小規模事業者に課す加盟店手数料率について、消費者還元期間以前から引上げせず、かつ3.25%以下とすること。

※各加盟店に課す加盟店手数料率については、明示的に補助金事務局に報告しなければならない。

※消費者還元期間終了後の加盟店手数料率について、消費者還元期間中の手数料率と同一の水準を終了後も継続するのか、継続しない場合には、消費者還元期間終了後の手数料率をいつどのように変更するのか等、加盟店手数料率の将来にわたる決定プロセスの詳細については、B型決済事業者又は準B型決済事業者としての登録前に、補助金事務局に報告するとともに、加盟店の本事業参加申込の受付前に中小・小規模事業者に対して明示しなければならない。

※手数料率等にその他の経費が含まれている場合、合理的にその他の経費を区分して、手数料率が3.25%以下であることを示さなければならない。

⑦ 事業の適用要件を満たし、消費者還元期間中に有効な加盟店契約を中小・小規模事業者と締結すること。

※本キャッシュレス・消費者還元事業期間以降の加盟店契約が条件となっている、もしくは促す加盟店契約内容であってはならない。

※下記の内容が明示的に記載をされている加盟店契約内容でなければならない。

(ア) 契約期間

(イ) 加盟店手数料

(ウ) 契約を行った事業者がわかるもの

(エ) 入金等の期日のルール

(オ) その他

⑧ 加盟店である中小・小規模事業者がキャッシュレス決済契約を解約しようとする場合に、当該中小・小規模事業者に対して追加的なコスト負担を求めないこと。

⑨ 消費者還元期間中に生じる、中小・小規模事業者がB型決済事業者又は準B型決済事業者に支払う加盟店手数料の1/3に相当する額を当該中小・小規模事業者に対して支払うこと。

※ただし、加盟店登録要領に規定するフランチャイズチェーン等に属する中小・小規模事業者に対してはこの限りでない。

⑩ 加盟店である中小・小規模事業者に対して提供するキャッシュレス決済手段、加盟店手数料、立替金の支払いサイクル等の補助金事務局が指定する情報を他のキャッシュレス決済事業者

の情報とともに公表することに同意すること。

- ⑪ 加盟店である中小・小規模事業者に帰責する不当な取引に対して、提供するキャッシュレス決済手段の使用を停止し、国、補助金事務局又は決済事業者に損失が生じた際に、損失額に相当する金額を当該事業者に請求するための根拠となる加盟店規約その他の規定を備えること。

※B型決済事業者又は準B型決済事業者が、自らも4.1に規定するキャッシュレス決済手段を発行している場合には、当該B型決済事業者又は準B型決済事業者は、4.3.2③についても遵守すること。

- ⑫ キャンセルの場合等、補助金の交付に係る原因取引が消滅した場合に、ポイント等による消費者還元がなされないよう加盟店である中小・小規模事業者を管理監督すること。

※補助金事務局は、B型決済事業者及び準B型決済事業者に対し、キャンセル・返品が発生した際に、A型決済事業者もしくは事務局に対して、何らかの手段で、キャンセル・返品が発生した旨を伝達すること等の対応を求める。

5 キャッシュレス・消費者還元事業での登録を受け付ける中小・小規模事業者（加盟店）

別途補助金事務局が定める加盟店登録要領において規定する。

6 各事業の詳細

6.1 消費者還元補助

6.1.1 消費者還元補助の対象外となる取引

別途補助金事務局が定める加盟店登録要領において規定する。

6.1.2 消費者還元の方法

以下の条件を満たす消費者還元の方法を補助対象として認める。

6.1.2.1 補助の対象となる消費者還元の方法

別途補助金事務局が定める消費者還元補助公募要領において規定する。

6.2 決済端末補助

別途補助金事務局が定める決済端末補助公募要領において規定する。

6.3 加盟店手数料補助

6.3.1 補助対象となる加盟店手数料の範囲

本事業において補助対象となる加盟店手数料は、A型決済事業者の本事業への登録の有無に

関わらず、補助金事務局に登録されている中小・小規模事業者と B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者間の契約にもとづく全決済（補助金事務局に承認された決済サービスに係る決済に限る。）を対象とする。加盟店手数料は原則として、対象となる取引に対して期間中定められた加盟店手数料率を乗じたものとする。なお、手数料率等にその他の経費が含まれている場合、合理的にその他の経費を区分できない場合は対象としない。

6.3.2 加盟店手数料補助の対象外となる取引

以下の取引については、交付申請の対象外とする。

- ① 加盟店登録要領 4.4.①から 6⑥までの取引
- ② 一度成立した取引のキャンセル取引
- ③ その他、本事業の目的・趣旨に反すると経済産業省及び事務局が判断するもの 等

6.4 事務経費補助

別途補助金事務局が定める事務経費補助公募要領において規定する。

7 キャッシュレス決済事業者の登録

7.1 キャッシュレス決済事業者の公募

本事業においては、「4.1 公募の対象となるキャッシュレス決済事業者」で定める全ての決済事業者を公募する。

7.2 応募手続

キャッシュレス・消費者還元事業に登録するために必要な情報は、補助金事務局が提供するキャッシュレス・消費者還元サイト（<https://cashless.go.jp>）を通じてインターネット上で公開される。

- ① 補助金事務局が提供する本キャッシュレス・消費者還元事業サイト（<https://cashless.go.jp>）から必要な書類（登録要領・申請様式ファイル等）をダウンロード。
- ② 登録要領に記載されている内容を確認。
- ③ 7.5.3 に規定するシステム利用規約等の資料請求を行い、キャッシュレス決済事業者の登録に係る書類を入手し、その内容を確認。
- ④ 入手した申請様式ファイルに必要事項を記入し、補助金事務局が定める期間内に、登録に必要な指定の書類をメールに添付して提出。

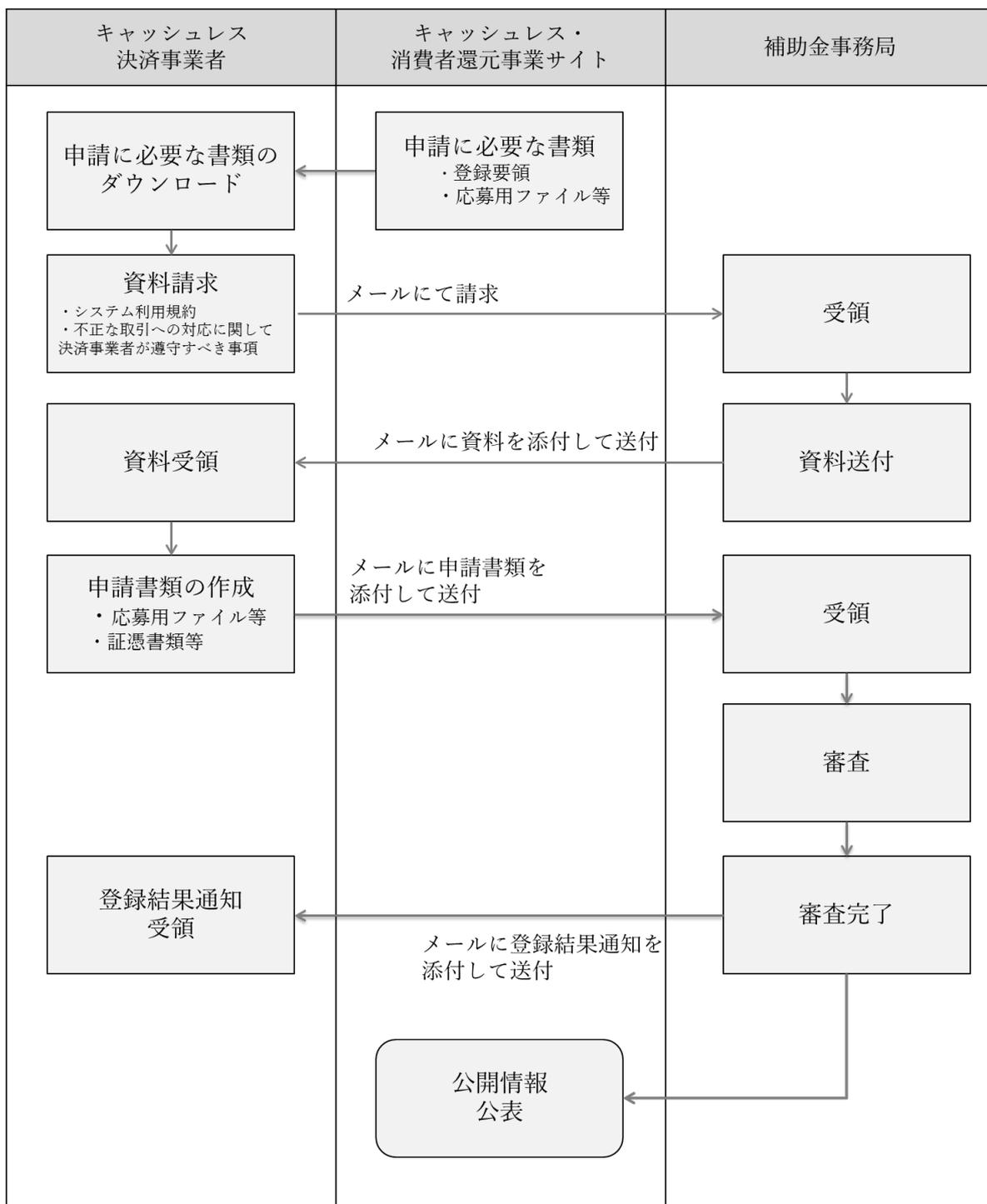
※補助金事務局は、提出された書類の内容を審査し、登録の可否を決定する。

※法人登記単位での受付を行うこととし、同一法人による重複登録は認めない。

※提出書類は ZIP 形式のファイルに集約して提出すること。

※添付する ZIP 形式のファイル名称は【キャッシュレス決済事業者登録申請書類一式_事業者名】とすること。

■登録申請のフロー



7.3 登録書類の受付期間

2019年4月12日（金）～2020年2月28日（金）17：00 ※必着（時間厳守）

※一定の期間毎に区切って審査を行う。各回の具体的な締切日については、キャッシュレス・消費者還元サイトにて随時公表する。受付期間の最終日の締め切り日時を過ぎた登録申請は受け付けない。

※締め切り日時直前はアクセスが集中し、メールが届かない不具合が生じる可能性がある。その場合、メールを受け付けた期間における対応となるため、十分に余裕を持った申請を行うこと。

7.4 登録書類の提出先

7.4.1 提出先情報

キャッシュレス決済事業者は申請書類一式を補助金事務局指定のファイル形式にてメールに添付し、以下のメールアドレスに送付すること。

メール宛先：jigyosha-touroku@cashless.go.jp

メール件名：【キャッシュレス決済事業者登録】申請書類の提出（事業者名）

※原則、メールでの質問は受け付けない。メール本文等に記載された質問について、補助金事務局から回答しないので、留意すること。なお、補助金事務局はキャッシュレス決済事業者からの質問を Web 上で受け付けるシステムを別途設置する予定である。

※補助金事務局は、キャッシュレス決済事業者に対して応募書類を受け取った旨のメールによる返信を提出書類が添付されたメールの差出人宛に行うが、応募書類の内容や不備に関する通知等の連絡は行わない。

※提出書類の不備等があり、補助金事務局がキャッシュレス決済事業者の登録において、選考に必要な要件が確認できない場合、登録が遅れることに留意すること。

7.4.2 提出条件

応募を行うに当たり、キャッシュレス決済事業者は下記①～⑥についてあらかじめ承すること。

- ① 応募書類の審査状況の確認等の個別の問い合わせは受け付けない。
- ② 補助金事務局への応募書類等の直接持ち込み、郵送、FAX での応募は、原則受理しない。また、受理した応募書類は返却しない。
- ③ 応募の内容について確認する場合があるため、応募書類一式の写し（コピー）を必ず手元に保管すること。
- ④ 補助金事務局が求める場合を除き、応募書類の差し替えは行わないこと。
- ⑤ 提出に際して、ファイル伝送サービス等を利用する場合は、個別サービスの利用規約等を確認の上、利用すること。※補助金事務局として、特定のファイル伝送サービスは指定しない。
- ⑥ 提出書類に不備・不足等があると選考の対象にならない場合がある。

7.5 提出書類

7.5.1 提出書類一覧

提出書類は下記の表のとおり

No.	書類名称	様式	ファイル形式	書類提出の有無				備考
				A型 決済事業者 (コンソーシアムを含む)	B型 決済事業者 (コンソーシアムを含む)	準B型 決済事業者	A型兼B型 決済事業者	
提出書類等								
1	チェックリスト	指定	Excel	●	●	●	●	
2	キャッシュレス決済（代表申請）事業者登録申請書	指定（様式1）	Excel	●	●	●	●	
3	役員名簿	指定（別紙1）	Excel	●	●	●	●	・書類提出時点の、全ての役員を記載（執行役員を除く）。
4	キャッシュレス決済（代表申請）事業者登録に関する宣誓事項同意書	指定（別紙2-1）	PDF	●	●	●	●	・社判の押印が必須。
5	代表申請事業者登録に関する宣誓事項同意書	指定（別紙2-2）	PDF	○※	○※			・社判の押印が必須。 ・代表申請のみを行う事業者は提出必須。
6	不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項	指定（別添）	PDF	●	●	●	●	
7	連絡先連携同意書	指定（別紙3）	Excel	○	○	○	○	・同意及び提出は任意。
8	理由書	自由	PDF	○			○	・入力シート内の「キャッシュレスサービスの情報：消費者還元の方法」で「その他」を選択した場合、必須で提出すること。 ・本理由書にはその他を選択する理由として、「1.消費者に対する利便性の観点」、「2.システムを含むキャッシュレス決済サービスを提供するインフラ等の観点」、「3.同様のキャッシュレス決済サービスを提供している他者とは異なる観点」必ず具体的に記載すること。
9	商業登記簿謄本	定型	PDF	●	●	●	●	・発行から6か月以内の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書。 ・写しも可。
10	会社概要	自由	PDF	●	●	●	●	・「業種」「資本金」「従業員数」が確認できる会社パンフレット等。
11	決算報告書（1期分）	自由	PDF	●	●	●	●	・直近決算1期分で単独決算の貸借対照表等を添付すること。
12	登録要領における4.2キャッシュレス決済事業者の要件を満たすことが確認できる資料	定型	PDF	●	●	●	●	・登録済通知書または登録証明の写し。 ※前払式支払手段の自家発行者については以下の書面の写しを提出すること。 管轄する財務（支）局長宛てに提出した前払式支払手段の発行届出書（別紙様式第1号） ※資金決済法第2条第17項に定める銀行等であって、為替取引に必要な免許を受けた事業者に関しては、提出不要。 ※登録要領「4.2 キャッシュレス決済事業者の要件」の①（エ）に該当する場合は、事前に補助金事務局に問い合わせること。
13	個人情報の保護のために、個人情報の適正な取り扱いがされていることを示す第三者認証の認定書	自由	PDF	●	●	●	●	・入力シート内の「事業者概要」で申告した第三者認定を受けたことを示す認定証の写しを全て添付すること。 ※第三者認証を受けていない場合は、当該要件を満たすことの説明資料を添付すること。 ※例：JIS Q 15001、ISO/IEC 27001 等を想定。
14	個人情報の許可のない利用を防止するための体制、インフラが整備されていることを示す第三者認証の認定書	自由	PDF	●	●	●	●	・「事業者概要」で申告した第三者認定を受けたことを示す認定証の写しを全て添付すること。 ※第三者認証を受けていない場合は、当該要件を満たすことの説明資料を添付すること。 ※例：PCI DSS を想定。
15	キャッシュレスサービスの利用申込書ひな形・約款	自由	PDF	●			●	・複数のサービスを登録する場合は、登録するサービス毎に添付すること。 ・電子的な契約手続きを用いて契約する場合は約款の写し。
16	キャッシュレスサービスの説明資料	自由	PDF	●			●	・複数のサービスを登録する場合は、登録するサービス毎に添付すること。
17	加盟店契約の契約書ひな形・約款	自由	PDF		●	●	●	・複数のサービスを登録する場合は、登録するサービス毎に添付すること。 ・電子的な契約手続きを用いて契約する場合は約款の写し。
18	加盟店向け決済サービスの説明資料	自由	PDF		●	●	●	・複数のサービスを登録する場合は、登録するサービス毎に提出すること。
19	加盟店向け決済サービスにおいて、イシューのサービスを取り扱う契約を説明する資料 ※必要がある場合は提出	自由	PDF		○	○	○	・複数のサービスを登録する場合は、登録するサービス毎に提出すること。 ・アクワイアリングや代理店等の契約書類等 ※自社サービスの場合は不要
20	特定の加盟店向けにサービス提供をしている説明資料 ※必要がある場合は提出	自由	PDF			●	○	・ECモールや百貨店等、特定の店子に対してのみサービス提供しており、対象となるテナントの一覧が確認できる資料を提出すること。※公開している店舗一覧やパンフレット等を想定。
21	キャッシュレス決済事業者及び取扱いサービスのロゴデータ	自由	右記の備考参照	●	●	●	●	・JPEGもしくはPNGファイル及びAIファイルをそれぞれ提出すること。また、ロゴのガイドラインも併せて送付すること。 【JPEG・PNGファイルについての注意】 ・横幅は1000pixelとすること ・カラー設定はRGBとすること 【AIファイルについての注意】 ・Adobe Creative Cloud 2018以前のバージョンで作られたIllustratorファイルであること（ベクターデータで作成されたaiファイルが推奨） ・アウトライン済のデータとすること ・カラー設定はCMYKとすること
複数の事業者でコンソーシアムを構成する場合								
22	代表申請事業者概要書	指定（別紙4）	Excel	○※	○※			
23	実施体制図	指定（別紙5）	Excel	○※	○※			・コンソーシアムを構成する場合、コンソーシアムに参加する事業者の一覧と各社の役割がわかるように記載すること。
24	コンソーシアム締結契約書（案文可）	自由	PDF	○※	○※			・本事業に参加するにあたり、コンソーシアム各社間で交わす契約書

※ファイルの名称は、上記の提出書類一覧に記載のある【No（複数ある場合は枝番を付番すること）_○○○○】とすること。なお、○○○○は事業者名をローマ字で入力すること。

例）【No7-3_dennshikessai】

7.5.2 添付するファイルの形式

- ① 指定（様式）、指定（別紙）は補助金事務局が指定する Excel ファイルで作成し、送付すること。
- ② その他の提出書類及び証憑は、PDF ファイルで送付すること。

- ③ キャッシュレス決済事業者及び取扱いサービスのロゴデータは、JPEG もしくは PNG ファイル及び AI ファイルをそれぞれ送付すること。また、ロゴのガイドラインも併せて送付すること。

【JPEG・PNG ファイルについての注意】

- ・横幅は 1000pixel とすること
- ・カラー設定は RGB とすること

【AI ファイルについての注意】

- ・Adobe Creative Cloud 2018 以前のバージョンで作られた Illustrator ファイルであること
(ベクターデータで作成された ai ファイルが推奨)
- ・アウトライン済のデータとすること
- ・カラー設定は CMYK とすること

7.5.3 「システム利用規約」、「加盟店登録マニュアル」及び「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」等の資料請求

キャッシュレス決済事業者は、補助金事務局が別途定めるシステム利用規約、不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項及び加盟店登録マニュアルを、登録申請する前にメールにて請求し、内容を確認しなければならない。補助金事務局は請求を受け、請求をされたメールの差出人にシステム利用規約、不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項及び加盟店登録マニュアルをメールに添付し、送付する。なお、補助金事務局からのメールについては請求された資料以外にも補助金事務局とのその他の手続き方法等についての情報も記載されるため、内容をよく確認すること。

システム利用規約は本事業における申請のためのシステムに係る情報を取りまとめた資料であり、決済事業者における本事業への参加に必要なシステム改修等の検討を行う参考となる資料である。また、加盟店登録マニュアルは決済事業者向けに、本事業の対象となる加盟店の登録に関する要件・登録フロー等を記載した資料である。

不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項については、本事業のキャッシュレス決済事業者として登録をするために遵守すべき事項をまとめたものであり、その同意が登録の要件となる。

<資料請求する先>

メール宛先：jigyosha-info@cashless.go.jp

メール件名：【事業者名】「システム利用規約」及び「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」等についての資料請求

メール本文：本文中に「会社名」「所属」「担当者氏名」「連絡先（メールアドレス・電話番号）」を必ず記載すること

メール添付：・「4.2 キャッシュレス決済事業者の要件」に規定する①～④の内容を事前に確認出来る資料

・キャッシュレス決済サービスを提供している事実が確認出来るホームページの URL

※原則、メールでの質問は受け付けない。メール本文等に記載された質問については、補助金事務局から回答しないので、留意すること。なお、補助金事務局はキャッシュレス決済事業者

からの質問を受け付けるシステムをWEB上に別途設置する予定である。

※補助金事務局からメール本文に記載をされた、担当者氏名、連絡先に、資料請求を行われた内容についての問い合わせをする場合がある。

7.6 選考方法

有識者を含む関係分野の専門家で構成された外部審査委員会において審査を行い、その審査結果及び評価を踏まえ、キャッシュレス決済事業者として登録する。

※審査過程において、聞き取りや審査委員会でのプレゼンテーションを求める場合がある。

補助金事務局は、以下の内容についての審査を行い、その審査結果及び評価を踏まえ、キャッシュレス決済事業者として登録する。

- ・「4.2 キャッシュレス決済事業者」に規定する要件を全て満たし、「4.3 キャッシュレス決済事業者の業務」を実施する蓋然性があること。
- ・補助金事務局が指定する消費者還元や加盟店手数料補助のためのシステム連携ができることを補助金事務局が確認できること。
- ・不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項に係る同意がされていること。
- ・（補助金事務局が決済事業者としての登録をする時点において）加盟店からの問い合わせを受けられるコールセンターの開設が確認できること。
- ・B型決済事業者及び準B型決済事業者においては、申請された決済端末が、期間中に提供でき、本事業の対象となる決済端末であることが確認できること。別途補助金事務局が定めるキャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業）に基づく交付決定を受けているかも考慮する。

※審査過程において、補助金事務局から電話やメールで問い合わせる場合がある。

※審査過程において、補助金事務局は申請者に対して、個別の説明又はプレゼンテーションを求める場合がある。

7.7 キャッシュレス決済事業者の登録通知

「7.6 選考方法」により、選考されたキャッシュレス決済事業者について、補助金事務局は本事業における登録を行う。また、必要に応じて、補助金事務局とキャッシュレス決済事業者間での面談を行う場合がある。

本事業における登録が完了したキャッシュレス決済事業者に対して、補助金事務局は、キャッシュレス決済事業者登録通知書を応募された担当者のメールアドレスに送付することをもって、登録の完了を通知する。

補助金事務局は、登録通知の際にキャッシュレス決済事業者に対し、キャッシュレス・消費者還元事業の適正な遂行に必要な範囲において、必要な条件を付すことができる。

7.8 登録情報の変更

登録されたキャッシュレス決済事業者は、登録をした内容について変更や追加をすることができる。ただし、変更や追加の内容によっては、承認されない場合や、キャッシュレス決済事業者としての登録を取り消す場合がある。この際、当該キャッシュレス決済事業者は、補助金事務局の指示に従

わなければならない。また、キャッシュレス・消費者還元事業の適正な遂行に必要なキャッシュレス決済事業者の登録内容に係る情報についての追加報告を求めた場合、遅滞なくこの求めに応じなければならない。

7.9 キャッシュレス決済事業者の登録申請取り下げ

キャッシュレス決済事業者は、登録通知を受けた場合において、当該通知に係る登録内容又はこれに付された条件に不服があり、当該登録申請を取り下げようとする時は、当該通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面をもって補助金事務局に申請をしなくてはならない。

7.10 キャッシュレス決済事業者の登録取消し

補助金事務局は、キャッシュレス決済事業者において本登録要領の要件に適さない虚偽、不正又は業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、キャッシュレス決済事業者として不適切であると判断をした場合、キャッシュレス決済事業者の登録及びその登録に係る全ての登録情報を取り消すことができる。また、キャッシュレス決済事業者の登録取消しに係る通知をする際に対応措置等の指示等を付すことができる。

7.11 登録情報の公表

キャッシュレス決済事業者登録通知後、外部に公表すると予め通知した情報をホームページ (<https://cashless.go.jp>) 等に掲載する。

7.12 問い合わせ先

ポイント還元問合せ窓口（決済事業者向け）

（ナビダイヤル）0570-012141 ※一般電話からは市内通話料金で利用可能。

（IP電話用）042-303-4204

受付時間：平日10：00～18：00（土・日・祝日を除く）

※上記の受付時間外は自動音声対応。

8 システム要件

8.1 補助金事務局システム全体像

本事業で、補助金事務局が準備するシステムは大きく下記の3つの機能構成を保有する。

8.1.1 メインシステム

決済事業者、消費者還元サービス、加盟店登録等のID振出と管理、補助金の計算・申請および支払いを行うためのシステム。消費者還元対象となる全決済レコードの収集も行う。クレジットカード番号等の個人に紐づく情報の収集・保存は本システムでは実施しない。

また、各決済事業者から日次で報告される決済データと月次で変動する要素を考慮し、補助金消化額の予測および事業全体の予算管理を行う。

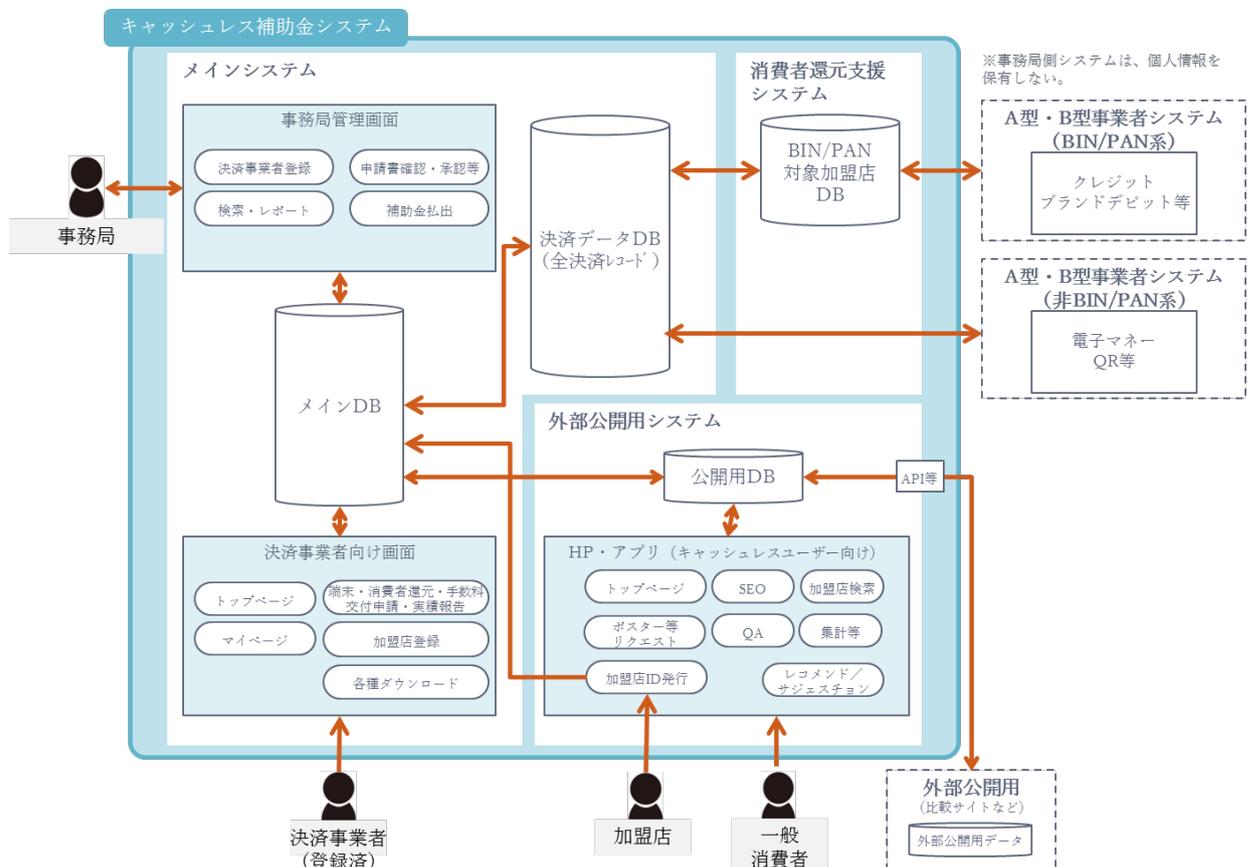
8.1.2 消費者還元支援システム

BIN/PANを用いて行われる決済（主にクレジットカード）で、A型決済事業者に消費者還元対象決済（本制度に登録がある加盟店での決済）を通知する。（詳細は8.4で後述）

8.1.3 外部公開システム

メインシステムに登録されるデータを用いて、加盟店による決済事業者の検索、消費者による対象加盟店の検索等を行うシステム。比較サイトや各種アプリ開発を行うためのAPI等を提供することも検討する。

<キャッシュレス・消費者還元支援システム全体像>



8.2 決済事業者が対応すべきシステム機能

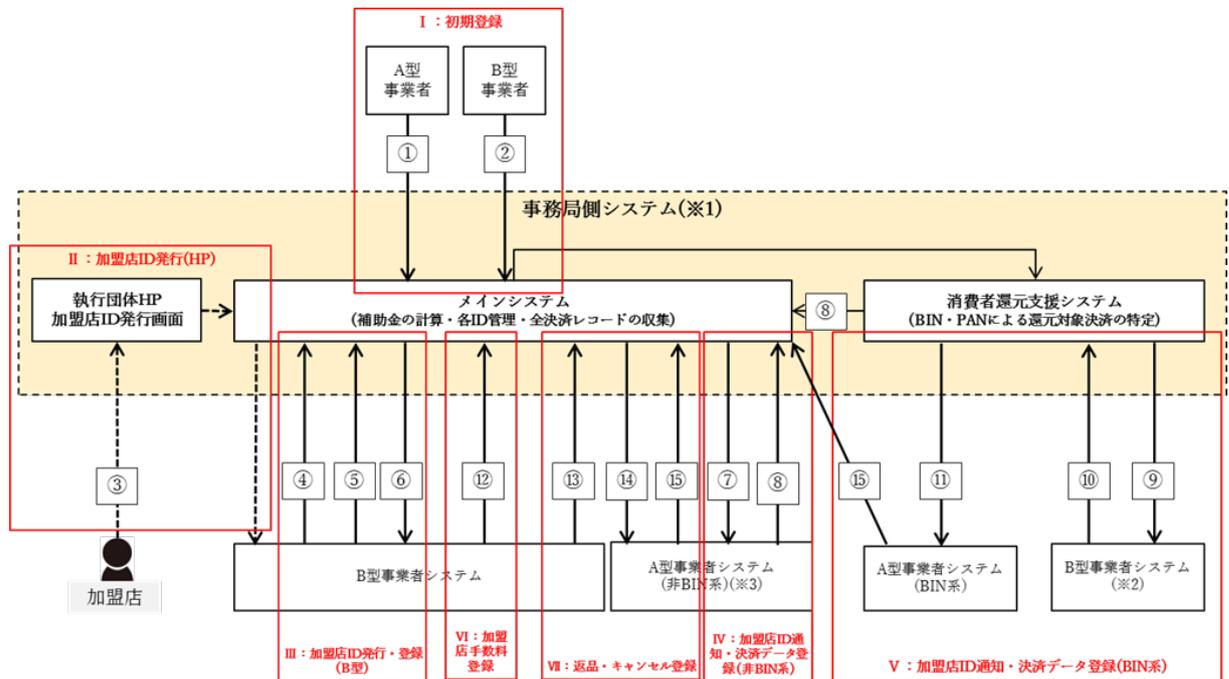
決済事業者として登録された事業者は、消費者還元補助及び加盟店手数料補助を受けるために、下記のシステム機能について対応すること。

- ① 補助金事務局が指定するフォーマットおよび頻度で必要なデータを提供する機能
- ② 補助金事務局が指定するフォーマットおよび頻度で必要なデータを受け取る機能
- ③ 補助金事務局が指定するセキュリティ要件への対応

8.3 決済事業者が連携するシステム

決済事業者は、対応する決済手段および実施する業務に応じて、メインシステムおよび消費者還元支援システムと連携し、下記①から⑮のデータ授受を行うこと。

＜システム構成図と授受データ＞



- ※1 事務局側システムのデータは、個人情報保有しない。
 ※2 情報処理センター、POS/PSP事業者に委託することも可
 ※3 POS/PSP事業者への委託、業界団体等での集約登録も可

<授受データ一覧>

業務コード	業務名	データ番号	データ名称	From	To	頻度	登録方法	備考
I	初期登録	①	A型初期登録データ	A型事業者	メインシステム	随時	CSV送付(事務局で登録)画面入力	
		②	B型初期登録データ	B型事業者	メインシステム	随時	CSV送付(事務局で登録)画面入力	
II	加盟店ID発行(HP)	③	加盟店ID発行データ	B型事業者	メインシステム	随時	画面入力	メインシステム内でB型事業者に通知
III	加盟店ID発行・登録(B型)	④	基本情報登録データ	B型事業者	メインシステム	随時	CSVアップロード	事業者・事業所のデータ(全B型で共有前提)
		⑤	契約・端末情報登録データ	B型事業者	メインシステム	随時	CSVアップロード	
		⑥	加盟店ID通知データ	メインシステム	B型事業者	日次	ファイル連携 CSVダウンロード	登録後、翌営業日(名寄せ処理のため)
IV	加盟店ID通知・決済データ登録(非BIN系)	⑦	加盟店ID通知データ	メインシステム	A型事業者(非BIN系)	日次	ファイル連携 CSVダウンロード	登録後、翌営業日(名寄せ処理のため)
		⑧	決済データ	A型事業者(非BIN系) 消費者還元支援システム	メインシステム	日次	ファイル連携 CSVアップロード	数日のディレイは可
V	加盟店ID通知・決済データ登録(BIN系)	⑨	報告対象加盟店データ	消費者還元支援システム	B型事業者	月次	ファイル連携	BINの洗い替えを月に1回行うため
		⑩	BIN系決済データ	B型事業者	消費者還元支援システム	日次	ファイル連携	
		⑪	還元対象決済データ	消費者還元支援システム	A型事業者(BIN系)	日次	ファイル連携	
VI	加盟店手数料登録	⑫	加盟店手数料データ	B型事業者	メインシステム	月次	CSVアップロード	
VII	キャンセルデータ登録	⑬	返品・キャンセル見込みデータ(B型)	B型事業者	メインシステム	随時	CSVアップロード	
		⑭	返品・キャンセル見込みデータ(B型)	メインシステム	A型事業者	随時	CSVダウンロード	
		⑮	返品・キャンセル確定データ(B型)	A型事業者	メインシステム	随時	CSVアップロード	

8.4 BIN/PAN を用いる決済について

8.4.1 消費者還元支援システムの位置づけ

いわゆる国際ブランドを活用したキャッシュレス決済においては、加盟店の募集と管理を行う B 型決済事業者（アクワイアラ等）とカード発行及び消費者還元を行う A 型決済事業者（イシュア等）が異なる事業者であることが前提であり、A 型決済事業者は B 型決済事業者が契約している加盟店情報は保持していない。

本制度においては、登録された A 型決済事業者のクレジットカード等を用いて、B 型決済事業者が登録する中小事業者の加盟店でキャッシュレス決済が行われた際には、広く 5%（フランチャイズチェーン等は 2%）の消費者還元を実施できることが望ましい。

よって、A 型決済事業者に対して、本制度に登録されている加盟店で決済された売上情報を、既存の売上情報の伝達とは別に連携するために、補助金事務局内に消費者還元支援システムを構築し、B 型決済事業者から提出される本制度の対象加盟店における全決済レコードから決済レコード内の BIN 情報を元に、本制度に参加している各 A 型決済事業者へ当該決済レコードを通知する機能を保有することとする。

※B 型決済事業者が行うべき補助金事務局への情報提供を情報処理センター等へ委託することも可能。

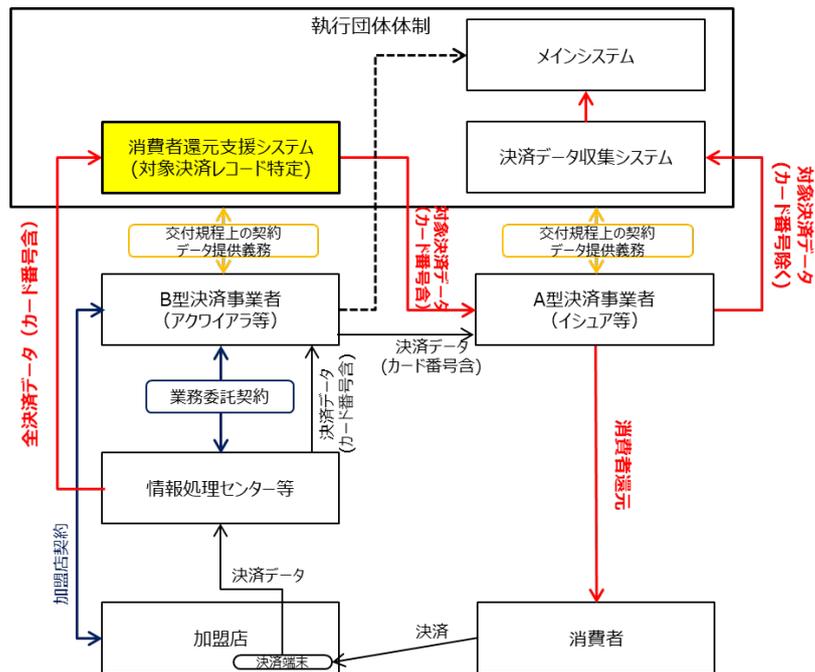
8.4.2 システム構成と機能について

消費者還元支援システムは主に下記の機能を有する。

- ① B 型決済事業者から、本制度の対象加盟店における全決済レコードを受け取る。
- ② 本制度の対象加盟店における全決済レコードに消費者還元を行うために必要な情報を付加する。

- ③ 決済記録内の BIN 情報を元に、本制度に参加している A 型決済事業者に当該決済レコードを振り分け送付する。

<消費者還元支援システム簡易構成図>



※B 型決済事業者が情報処理センター等へ補助金事務局へのデータ提出業務を委託した場合のイメージ

8.5 システム機能詳細

各種システムインターフェイス・ファイル定義・セキュリティ要件等は 7.5.3 に記載がある「システム利用規約」に記載する。7.5.3 の記載内容に基づき、補助金事務局への資料請求を行うこと。

(様式1)

年 月 日

一般社団法人キャッシュレス推進協議会
代表理事 殿

(申請者)
名称
代表者名

キャッシュレス・消費者還元事業
キャッシュレス決済事業者登録申請書

キャッシュレス・消費者還元事業におけるキャッシュレス決済事業者として、登録申請いたします。

記

1. 決済事業者の種類
2. 申請する消費者向けサービス
3. 申請する加盟店向けサービス

(様式2)

年 月 日

(申請者)

名称

代表者名

一般社団法人キャッシュレス推進協議会
代表理事

キャッシュレス・消費者還元事業 キャッシュレス決済事業者登録通知書

年 月 日付のキャッシュレス・消費者還元事業キャッシュレス決済事業者登録申請に基づき、下記のとおり、キャッシュレス登録事業者として登録したので、ここに通知いたします。

記

1. 決済事業者の種類
2. 登録した消費者向けサービス
3. 登録した加盟店向けサービス
4. キャッシュレス決済事業者は、以下に掲げる条件に従って、補助金事務局の指示の下、キャッシュレス決済事業者の業務を実施しなければならない。
 - (1) キャッシュレス決済事業者は、登録要領の規定に基づき、キャッシュレス・消費者還元事業の適正な遂行に必要な範囲において、補助金事務局が登録内容に係る情報についての報告を求めた場合、遅滞なくこの求めに応ずること。
 - (2) キャッシュレス決済事業者は、補助金事務局が付した条件を遵守すること。



登録に関する問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

ポイント還元問合せ窓口（決済事業者向け）

（ナビダイヤル）0570-012141

※一般電話からは市内通話料金で利用可能

（IP 電話用）042-303-4204

<受付時間：平日10：00～18：00（土・日・祝日を除く）>

キャッシュレス・消費者還元サイト：<https://cashless.go.jp/>